

住宅火災から命と財産を守る！

住宅用

火災警報器の

設置と点検を

西条市内では、令和2年中に20件の住宅火災が発生しました。住宅火災警報器が設置されていれば、火災の早期発見につながり、被害を小さくできます。大切な命と財産を守るため、必ず設置し、定期的に点検を行いましょう。

消防職員が取り付けをサポートします

体の不自由な方や高齢者などの世帯で、取り付けが困難な場合は、消防職員が向いて取り付けをサポートします。お気軽にお問い合わせ先にご連絡ください。

問合せ 西条市消防本部 予防課

TEL 0897-15610251

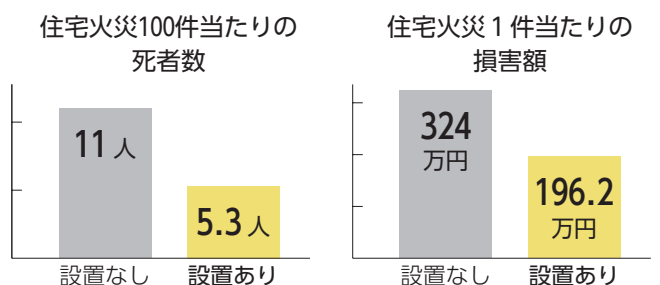
※住宅用火災警報器は、火災の発生を早期に感知し、警報音や音声で知らせる機器です。消防法および火災予防条例により、全ての住宅に設置が義務付けられています

住宅用火災警報器の設置場所

まずは子供部屋や高齢者の居室、寝室から取り付けを。逃げ遅れを減らし、迅速な初期消火が行えます。



住宅用火災警報器の設置で 死者数・損害が約半分に



出典：総務省消防庁ホームページ「住宅防火関係」

「いざ」という時に備えて 定期的な点検と交換を

月に一度の作動確認を

月に一度、警報器のボタンを押すか引きひもを引くなどして作動を確認しましょう。音が鳴らない場合は、電池切れや機器本体の故障が考えられます。



※点検方法はメーカーや機種で異なります。取扱説明書やメーカーホームページでご確認ください

機器交換の目安は10年！

交換の時期が近付いています

設置が西条市で義務付けられたのは2011年。義務化の際に設置したご家庭では、機器交換の時期が近付いています。機器が古くなると、電子部品の老朽化などによって火災を正確に感知しないことがあります。大変危険ですので、期限が過ぎる前に交換しましょう。

※10年前に警報器を共同購入した方は、個人の責任で交換してください。自治会単位で共同購入する場合は、販売店へご相談ください。消防本部でのあっせんは行っておりません

設置時期を調べるには

設置した際に警報器本体側面に記入した「設置年月」、または警報器本体裏面の「製造年月」を確認してください。



住宅火災警報器について、詳しくは市ホームページをご覧ください